

法整備の動向から見る仮想通貨の活用とリスク

板津 直孝

■ 要 約 ■

1. 仮想通貨に対する法整備の一環として、「資金決済に関する法律」の一部が改正された（2017年4月施行）。仮想通貨交換業者に対して登録制が導入されるとともに、財務諸表監査及び分別管理監査が義務付けられた。こうした法整備に合わせて、ビットコインを初めとする仮想通貨による店頭決済を導入する小売店などが登場しているが、現行の企業会計では仮想通貨の取扱いは明確でなく、議論が注目されている。
2. 論点としては、仮想通貨固有のリスクをどのように認識するかという点が重要である。具体的には、株式会社 MTGOX の破綻事件の東京地方裁判所判決（2015年8月5日）が示したようにビットコインが所有権の対象とならないことや、中国当局による規制強化などを背景にしたビットコイン価格・取引高の急激な変動などが、決済プロセスの一環で仮想通貨を保有する企業にとっては、考えるべきリスクとなろう。
3. 企業会計基準委員会（ASBJ）では、資金決済法の改正を受け、国際的に先駆けて仮想通貨に係る会計上の取扱いを取りまとめているが、仮想通貨の私法上の位置づけが明確でないことがネックとなっている面がある。
4. こうした現状を見る限り、仮想通貨の法制度上の位置づけは未だ明確ではなく、活用する側にとっても一定のリスクがあると言えそうである。今後、法整備とリスク管理に関する議論が進展することに期待したい。

I 仮想通貨に対する法整備の動向と仮想通貨活用の現状

1. 進展する法整備と義務付けられた財務諸表監査

2016年5月25日、ICTの急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が成立した。同法は、仮想通貨を定義したうえで仮想通貨交換業等の所要の措置を講じており、合わせて「資金決済に関する法律（資金決済法）」の一部が改正された。仮想通貨交換業とは、仮想通貨と法定通貨又は仮想通貨同士の交換や交換に際して利用者の仮

仮想通貨等を管理することを業として行うことをいい、今回の改正法で仮想通貨交換業者には登録制が導入された。

また、改正資金決済法が、仮想通貨交換業者へ公認会計士又は監査法人による財務諸表監査及び分別管理監査を義務付けたことを受け、企業会計の分野においても、仮想通貨の取り扱いに関する議論が進められている。特に、仮想通貨の保有に係る会計基準は、仮想通貨交換業者のみならず仮想通貨の利用者にも適用されることから、仮想通貨固有のリスクを明確にする要請が高まってきている。

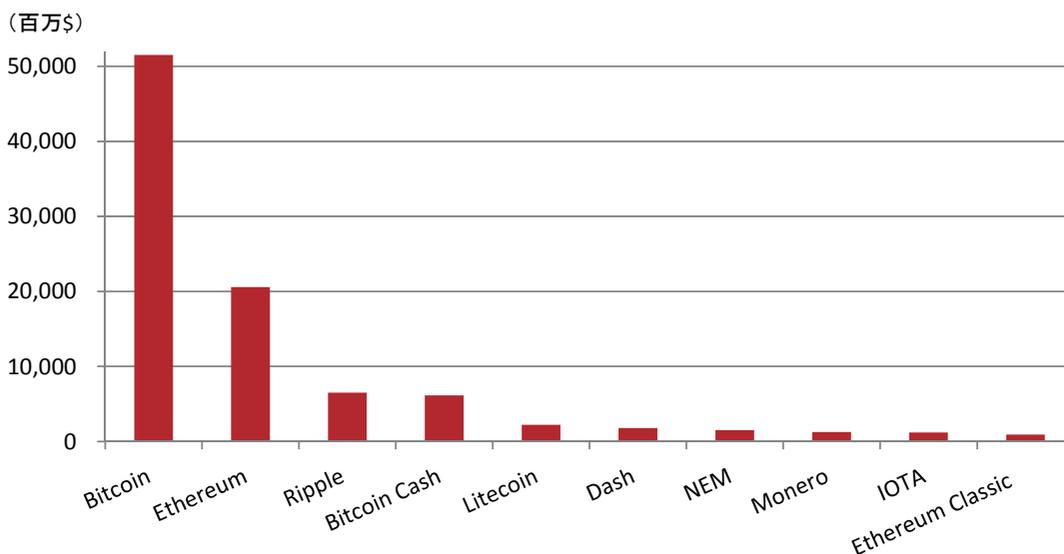
一方では、外国人観光客のニーズなどを背景に仮想通貨による店頭での決済が大手家電量販店等で導入されつつある。本稿では、仮想通貨の活用に当たって、留意すべき法整備の動向と仮想通貨固有のリスクについて整理する。

2. 仮想通貨の概要と先行する店頭での仮想通貨活用の現状

日本及びグローバルに仮想通貨は、一層の広がりを見せている。CoinMarketCap 社によれば、インターネット上で電子的に取引されている仮想通貨は、確認できる範囲で 867 (2017年9月19日現在)¹あり、その中で最も普及・流通しているものとしてはビットコイン (Bitcoin) がある (図表 1)。

近年、仮想通貨の普及が進んでいる背景には、いくつかの要因が挙げられている。例えば、世界的な量的緩和政策や金利低下により、代替資産あるいは投資対象としての仮想通

図表 1 主な仮想通貨の時価総額 (2017年9月14日現在)



(出所) CoinMarketCap, “CryptoCurrency Market Capitalizations,” <https://coinmarketcap.com/>より
野村資本市場研究所作成

¹ CoinMarketCap, “CryptoCurrency Market Capitalizations,” <https://coinmarketcap.com/>

貨に注目が集まっているといった点である。仮想通貨に使われているブロックチェーン技術は、非集権的なシステムの中で価値の移転、情報の記録、履歴の共有を可能にするもので、近い将来の金融インフラとして期待されている。また、ブロックチェーン技術を活用した仮想通貨は、スマートフォン上で即時に、かつ低い手数料率で決済できることから、国際送金にも活用できる。

ビットコインは、Satoshi Nakamoto と名乗る人物が公表した論文²に基づき開発された仮想通貨と言われており、単位は BTC と表記される。その仕組みは、ネットワークに参加する者の間において、電子的に移転され、全ての取引履歴は、参加者が共有する公開台帳に記録される。なお、ビットコインには、発行者は存在せず、新規のビットコインは、取引を認証し公開台帳に取引を記帳した者（一般に採掘者といわれる）に対して、報酬としてシステム上自動的に発行される³。

ビットコインは、すでに一部の企業等が決済に活用し始めており、日本での一例としては、2017年4月よりビットコインによる店頭での決済を開始した大手家電量販店の事例がある⁴。この事例では、来店顧客は通常のレジでビットコインによる支払を行う。販売員はビットコインの送信先となる家電量販店のビットコインアドレスを含む二次元バーコードを提示し、来店顧客は、自身のビットコインウォレット・アプリで撮影し、ビットコインを送信して支払が完了する（図表2）。ビットコインウォレットは、スマートフォン上のiOSアプリとして動作する財布のことで、仮想通貨交換業者が提供している。

家電量販店としては、ビットコインでの支払受取により、クレジットカードよりも低い手数料率での決済と最短翌日の売上現金化が可能になることから、企業会計上は現金、すなわち本邦通貨での取引と同等の取り扱いをしている模様である。家電量販店が受け取ったビットコインは、仮想通貨交換業者を通じて最短翌日に法定通貨に換金され、売上代金が現金化される。

図表2 ビットコイン決済サービスの流れ



(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

² Satoshi Nakamoto, "Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System", 2009, <https://bitcoin.org/bitcoin.pdf>

³ 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」2015年12月22日

⁴ 日本経済新聞「ビックカメラ、仮想通貨を店頭で利用開始」2017年4月7日

多額の IT 投資ができない一般の飲食店の間でも、ビットコインによる店頭での決済が広がり始めている。リクルートライフスタイルが提供する「モバイル決済 for Air レジ」は、店舗が希望すれば無料でビットコイン決済を受け付けるようにした。Air レジは小売店や飲食店を中心に全国で 26 万店が採用している。このネットワークは、普及している電子マネーである Suica の 38 万店や Edy の 47 万カ所に近づく規模であることから考えれば、Air レジを通じて小売・外食業界の間でビットコインの利用拡大が進む可能性もある⁵。

II 仮想通貨に対する規制強化の背景

1. 株式会社 MTGOX 破綻事件

資金決済法の改正において、仮想通貨交換所に対する利用者保護規制が導入された背景には、2014 年 4 月に破産手続開始決定を受けた、当時世界最大のビットコイン交換所であったマウントゴックスを運営していた株式会社 MTGOX の破綻事件がある。この事件では、顧客が保有する 75 万 BTC と自社保有分 10 万 BTC が消失し、当初、金額にして 114 億円程度と同社はしていた。しかし、他の取引所の取引価格（1BTC＝約 550 ドル）を基に計算すると、消失額はおよそ 470 億円であった⁶。2014 年 4 月、東京地方裁判所が同社の破産手続開始を決定した。

破産手続開始時点での MTGOX 社の資産・負債の状況は、図表 3 の通りであった。

この破綻事件に対する、2015 年 8 月 5 日の東京地方裁判所の判決（平成 26 年《ワ》第 33320 号）は大きな注目を集めた。日本で初めてビットコインが所有権の対象となるか否かが争われ、ビットコインが所有権の対象とならないことを示した判例となったからである。

株式会社 MTGOX が運営するマウントゴックスを利用していた顧客が、破産管財人に対して預けていたビットコインの引渡しを求めたものであるが、裁判所は、所有権に基づく原告の請求を棄却した。この判決によって、利用者は、ビットコインの新たなリスクを認識することになる。

図表 3 MTGOX 社の資産・負債（2014 年 4 月時点）

資産：約 39 億円、負債：約 87 億円（約 48 億円の債務超過：ビットコインは除く）
顧客からの預り金：約 82 億円、銀行預金残高：約 8 億円
帳簿上のビットコイン：85 万 BTC（うち、顧客から預かっていたビットコイン約 75 万 BTC）

（出所）金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ『事務局説明資料』」2015 年 11 月 16 日より野村資本市場研究所作成

⁵ 日本経済新聞「ビットコイン対応 26 万店 ビックカメラなど導入」2017 年 4 月 5 日

⁶ 日本経済新聞「マウントゴックス破綻 ビットコイン 114 億円消失」2014 年 2 月 28 日

東京地方裁判所の判決では、仮想通貨が所有権の対象となる要件を示している。関係する判決の要旨は、以下の通りである。

① 所有権の対象となる要件

所有権は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利であり（民法 206 条）、その対象である所有物は、民法 85 条において「有体物」とであると定義されている。有体物とは、液体、気体及び個体といった空間の一部を占めるものを意味し、債権や著作権などの権利や自然力（電気、熱、光）のような無体物に対する概念であることから、民法は原則として、所有権を含む物権の対象を有体物に限定している。

また、対象物に対する他人の利用を排除できること、すなわち排他的に支配可能であること（排他的支配可能性）も要件になる。

② ビットコインの所有権について

上記で示された要件より、ビットコインが所有権の対象となるには、ビットコインが有体物であることと、排他的支配可能性を有していることが必要になる。

● ビットコインの有体性

ビットコインは、デジタル通貨⁷あるいは暗号学的通貨⁸であり、本件取引所の利用規約ではインターネット上のコモディティとされていること、その仕組みや技術は専らインターネット上のネットワークを利用したものであることから、ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がないことは明らかである。

● ビットコインの排他的支配可能性

ビットコインの取引は、送付されるビットコインを表象する電磁的記録の送付により行われるのではなく、その実現には、送付の当事者以外の関与が必要である。特定の参加者が作成し管理するビットコインアドレスにおけるビットコインの有高（残量）は、ブロックチェーン⁹上に記録されている同アドレスと関係するビットコインの全取引を差引計算した結果算出される数量であり、当該アドレスに、有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない。このようなビットコイン取引の構造からすれば、ビットコインアドレスの秘密鍵¹⁰の管理者が、当該アドレスにおいて当該数量のビットコインを排他的に支配しているものとは認められない。

⁷ デジタル技術により創られたオルタナティブ通貨。

⁸ 暗号理論を用いて取引の安全性の確保、およびその新たな発行の統制をしている仮想通貨。

⁹ 分散管理型の記録技術で、台帳情報を共有で連携するシステムの新たな形。

¹⁰ 公開鍵暗号方式で使用される一対の鍵の組のうち、一般に公開されない鍵。

ビットコインの有体性及び排他的支配可能性が認められず、原告であるマウントゴックスの利用者は、ビットコインについて所有権を有することはないと結論づけられた。そして、所有権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求なども斥けられ、原告の請求が棄却された。

東京地方裁判所の判決の後、資金決済法の改正により、仮想通貨交換業者に対する登録制や顧客資産と自己資産との分別管理義務等が導入されたが、利用者財産の保護の観点からは課題が残されている。具体的には、仮想通貨交換業者に対しては、利用者から受け入れた仮想通貨を保全する供託や信託が求められておらず、また交換業者破産の際には倒産隔離¹¹がされていない。こうした対応になってしまっているのは、現時点では仮想通貨の私法上の位置づけが不明確だからである¹²。

2. 排出クレジットと仮想通貨

一方、仮想通貨の会計基準を検討するうえで、排出クレジットと比較した議論が展開されている点は興味深い。

2005年2月に発効された京都議定書では、地球温暖化防止を目的とし、国ごとに二酸化炭素などの排出量削減義務を具体的に数値目標として定めた。これを受けて、排出クレジット¹³を取得し排出量削減に充てる企業や、第三者へ売却することを目的として排出クレジットを取得する取引が普及しはじめている。

仮想通貨と排出クレジットの特徴が重なる点は、主に2つある。第一に、排出クレジットは、所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権でもない。第二に、取得及び売却した場合には有償で取引されることから、排出クレジットは財産的価値を有していることである¹⁴。排出クレジットは、法定された無体財産権ではないが、無形の財産的価値があることから、企業会計上は無形資産に近い性格を有している。

しかし、日本の企業会計上では、排出クレジットを無形資産として取り扱えるかは明確ではない。つまり、企業会計原則では、無形資産に属するものは、営業権、特許権、地上権、商標権等とされており（企業会計原則第三-四《一》B）、特定の法律に基づく知的財産権のように、無形資産として取り扱うには、主として法律上の権利が要件とされている。企業会計原則の一般原則をストレートに排出クレジットへ適用することが困難なため、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2009年6月に実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（最終改正）」を公表し、投資の目的によって排出クレジットを「棚卸資産」「無形資産」「投資その他の資産」などに分類し、現行の会計基準の枠内で、

¹¹ 企業が倒産した場合でも、その企業が所有している資産には影響が及ばないようにする。

¹² 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」2015年12月22日

¹³ 京都議定書において引き受けた国際的約束を各締約国が履行するために用いられる数値で、各締約国政府が管理する国別登録簿においてのみ存在するもの。

¹⁴ 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会市場メカニズム専門委員会「京都メカニズムを活用するためのインフラ整備について」2003年9月8日

当面必要と考えられる実務上の取扱いを明らかにすることで対応している。

仮想通貨も、排出クレジットと同様に法律上の権利には該当しないため、原則的には無形資産として整理することは困難であると考えられている。排出クレジットと法的位置づけが重なる仮想通貨については、実務対応報告と同様に、当面の取扱いとして企業会計上の整理がまずは進められると考えられる。

3. マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与規制

仮想通貨交換業に対する規制強化の背景には、仮想通貨が違法取引の決済手段として利用される動きや、テロ資金の調達に利用される動きなどもある。

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）¹⁵は、2014年6月、「仮想通貨に関する報告書（Virtual Currencies Key Definitions and Potential AML/CFT Risks）」を公表し、法定通貨又は他の仮想通貨と交換が可能な仮想通貨について、潜在的にマネー・ローンダリングやテロ資金調達につながる可能性があるかと警告した。同報告書では、リバティリザーブ事件¹⁶など、仮想通貨がマネー・ローンダリングに利用された事例を複数指摘している。そして、2015年6月、「仮想通貨に関するガイダンス（Guidance for A Risk-Based Approach to Virtual Currencies）」を公表し、各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与規制を課すべきであるとした。

これを受けて、2016年5月のG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議において、「テロ資金対策に関するG7行動計画」が採択され、すべてのG7各国が、仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段にFATF基準を適用する、または適用に取り組むことを確認し、FATF加盟国間で協働することとなった。

日本では、資金決済法の改正の際、同時に改正された「犯罪による収益の移転の防止に関する法律」において、仮想通貨交換業者を「特定事業者」に指定することで、犯罪収益移転防止法の一定の義務を負わせる規制が強化された（同法2条2項31号）。具体的には、口座開設時等の本人確認義務（同法4条）、本人確認記録の作成義務（同法6条）、取引記録の作成義務（同法7条）、疑わしい取引の届出（同法8条）、取引時確認等を的確に行うための措置（同法11条）がある。

¹⁵ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与規制の国際基準（FATF 勧告）作りを行うための多国間の枠組みとして、1989年に設立され、190以上の国・地域に対してFATF勧告が適用されている。

¹⁶ コスタリカの資金移動業者が、仮想通貨を用いた匿名性の高いマネー・ローンダリングの手段を提供していたとされる事件（2013年5月）。

Ⅲ 仮想通貨の現状における法的位置づけと固有のリスク

1. 資金決済法によって新設された仮想通貨の定義

日本では、仮想通貨の企業会計上の議論を進めていくうえで、改正資金決済法が参照されることが多い。同法では、仮想通貨の定義が新設されているからである。この定義に基づき、現行法で手当てされている法定通貨や電子マネーと仮想通貨を比較検討することで法的位置づけを検証する。

資金決済法 2 条 5 項 1 号及び 2 号に定められた仮想通貨の定義の要約は、以下の通りである。

① 金決済法 2 条 5 項 1 号での定義：1 号仮想通貨

- 物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供の代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができること。
- 不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができること。
- 電子機器その他の物に電子的方法により記録された財産的価値であること。
- 本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産¹⁷でないこと。
- 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

② 資金決済法 2 条 5 項 2 号での定義：2 号仮想通貨

- 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であること。
- 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

2. 法定通貨及び電子マネーとの比較

一方、仮想通貨の法的位置づけを具体的に検証する上で、比較対象となるものとしては、法定通貨と電子マネーがある。

2014 年 3 月に参議院へ提出された「『ビットコインに関する質問主意書』に対する答弁書」より、法定通貨・電子マネーと仮想通貨の中でも世界で最も普及・流通しているビットコインとの特徴を比較したのが図表 4 である。

¹⁷ 本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもので、預金やプリペイドカード等が該当する。

図表4 法定通貨及び電子マネーと比較したビットコインの主な特徴

特徴		ビットコイン	法定通貨 (日本円)	電子マネー (第三者型前払式支払手段) ¹⁸
発行・管理	発行者	システムが自動発行	日本政府 (通貨) 日本銀行 (紙幣)	電子マネー事業者 (第三者型前払式支払手段 発行者)
	管理者	ネットワーク参加者	日本政府 日本銀行	電子マネー事業者 (第三者型前払式支払手段 発行者)
価値	発行上限額	2,100 万 BTC	なし	事前入金された金額
	価値の裏付け	システムへの信用	日本政府への信用	供託された日本円 電子マネー事業者への信頼
匿名性	取引の匿名性	匿名性がある (取引履歴は明らか)	高い	低い (取引履歴は電子マネー事 業者が管理)
	取引履歴公開	公開	非公開	一般に非公開

(出所) 経済産業省「平成 27 年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備 (ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査) 報告書」(2016 年 3 月) より野村資本市場研究所作成

① 法定通貨である貨幣及び紙幣との比較

- 日本において通貨とは、貨幣については「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」7 条で額面価格の 20 倍まで、日本銀行券については「日本銀行法」46 条 2 項で無制限に、それぞれ法定通貨として適用するものとされていることから、ビットコインは、法定通貨には該当しない。
- また、民法 402 条 1 項及び 2 項における通貨は、強制適用の効力¹⁹を有する貨幣及び日本銀行券であって、これを用いた金銭債務の弁済が当然に有効となるものをいうと解されている。強制適用の効力が法律上担保されていないビットコインは、法定通貨に該当しない。つまり、金銭債権の債権者が、債務者によるビットコインによる決済を拒絶できるということである。
- 本邦通貨以外の通貨と規定する外国通貨については、「外国為替及び外国貿易法」6 条 1 項において強制適用の効力を有する銀行券、政府紙幣又は硬貨と解されていることから、ビットコインについて強制適用の効力を認めている外国が存在しない限り、ビットコインが外国通貨と同様の性質を持つと解することは困難である。

資金決済法その他の法律においても、ビットコインを通貨の定義に含めている規定は存在しないことから、ビットコインは、日本円を単位とする通貨と規定する「本邦通貨」、本邦通貨以外の通貨と規定する「外国通貨」のいずれにも該当しないことになる。

¹⁸ 資金決済法で定められた発行者以外の提供するサービスでも利用できる Suica や PASMO などの電子マネー。

¹⁹ 金銭債権の債務者が当該効力を有する媒体を用いて弁済をした場合に、債権者がその弁済の受領を拒むことができず、当然にその弁済が有効となる効力。

② 第三者型前払式支払手段である電子マネーとの比較

発行者以外の提供するサービスでも利用できる Suica や PASMO などの電子マネーは、資金決済法上の第三者型前払式支払手段に当たる。ビットコインとはどのような点が異なるかは、以下の前払式支払手段の4つの要件（資金決済法3条1項）と比較することで確認することができる。

- 金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、証券、電子機器その他の物（証券等）に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること。
- 証券等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること。
- 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証券等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号が発行されること。
- 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証券等や番号、記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること。

ビットコインには、発行者は存在せず、取引を認証し、公開台帳に取引を記帳した者に対して、その報酬としてシステム上ビットコインが自動的に発行されるため、上記「対価が支払われていること」の要件を充たさないため、ビットコインは、前払式支払手段には当たらないことになる。

つまり、仮想通貨は、現行法で手当てされている法定通貨や電子マネーには該当せず、具体的な法的位置づけが不明確であることがわかる。

IV 仮想通貨の価格変動リスク

1. 想像以上に大きい仮想通貨の価格変動リスク

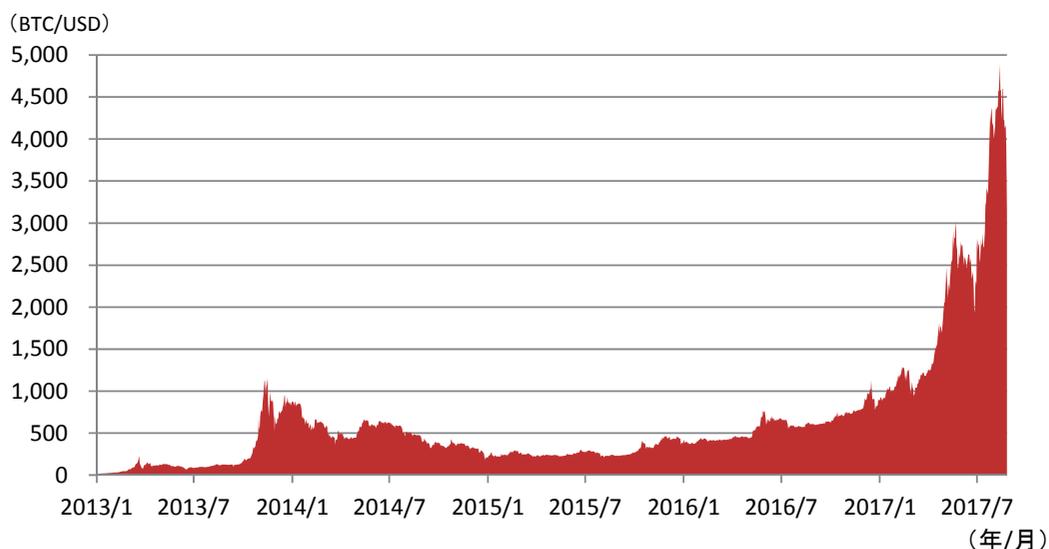
仮想通貨を利用する目的は、利用者側から見れば大きく2つあり、仮想通貨を物品購入等における代価の決済手段にする目的と、仮想通貨の価格変動に着目した投資目的である。多くの仮想通貨は、現状では主に投資目的として利用されていることもあり、その価格変動は想像以上に大きい（図表5）。

この価格変動状況を見る限り、企業会計上は、仮想通貨を「現金同等物」とみなすことは困難と考えられる。現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資をいうからである（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する実務指針2-《2》）。

投資目的の場合に限らず、仮想通貨を決済手段として利用する場合も、仮想通貨が法定通貨等へ交換されるまでの間、企業はリスクに晒されることになる。

現状においては、まずは、仮想通貨交換業者に対して、自己取引や決済取引に伴う仮想

図表 5 ビットコインの価格推移



(出所) CoinDesk, “Bitcoin Price Index,” <https://www.coindesk.com/price/>
 CoinMarketCap, “CryptoCurrency Market Capitalizations,” <https://coinmarketcap.com/>
 より野村資本市場研究所作成

通貨の価格変動リスク対応が求められているが、今後、物品購入等における代価の決済手段として、仮想通貨を本格的に導入する企業も増える場合は、仮想通貨の価格変動リスクへの対応が、取扱企業に求められることになる。価格変動の大きいビットコイン等の評価が、保有企業の財政状態と経営成績に、思わぬ大きな影響を与えることがあると考えられるからである。

2. 取引高の変動も大きい仮想通貨と中国の動向

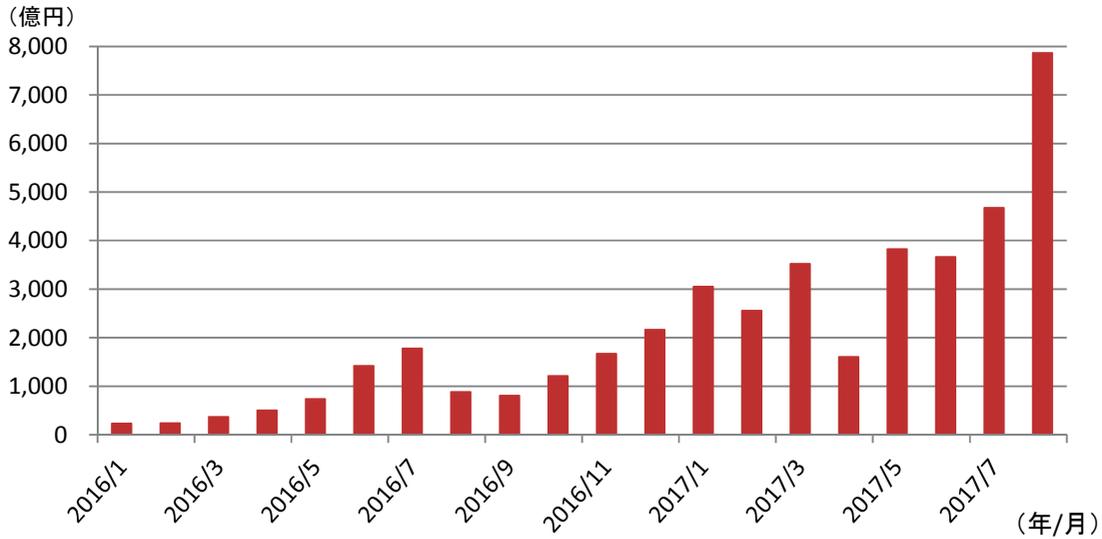
国内のビットコイン市況を確認すると、2016年以降、取引高が急増している。2016年1月では230億円だったビットコインの月間取引高が、2017年8月には7,867億円まで増加している(図表6)²⁰。

こうしたビットコイン取引高の急激な変動の要因として注目されているのが、2017年からの中国での動向である。2016年後半から著しく増加した人民元でのビットコイン取引高であるが、2016年12月では21兆円であった月間取引高が、2017年2月には1,751億円まで急減し、その後も低調な取引高が続いている(図表7)。中国の国家インターネット金融安全技術委員会が2017年3月に公表した仮想通貨白書によると、中国国内のビットコイン取引高は、2017年1月の7,880億元から2月には100億元まで急減し、3月にはさらに減少して81億元となっている²¹。

²⁰ JPBITCOIN.COM「国内ビットコイン市況 月次取引高」

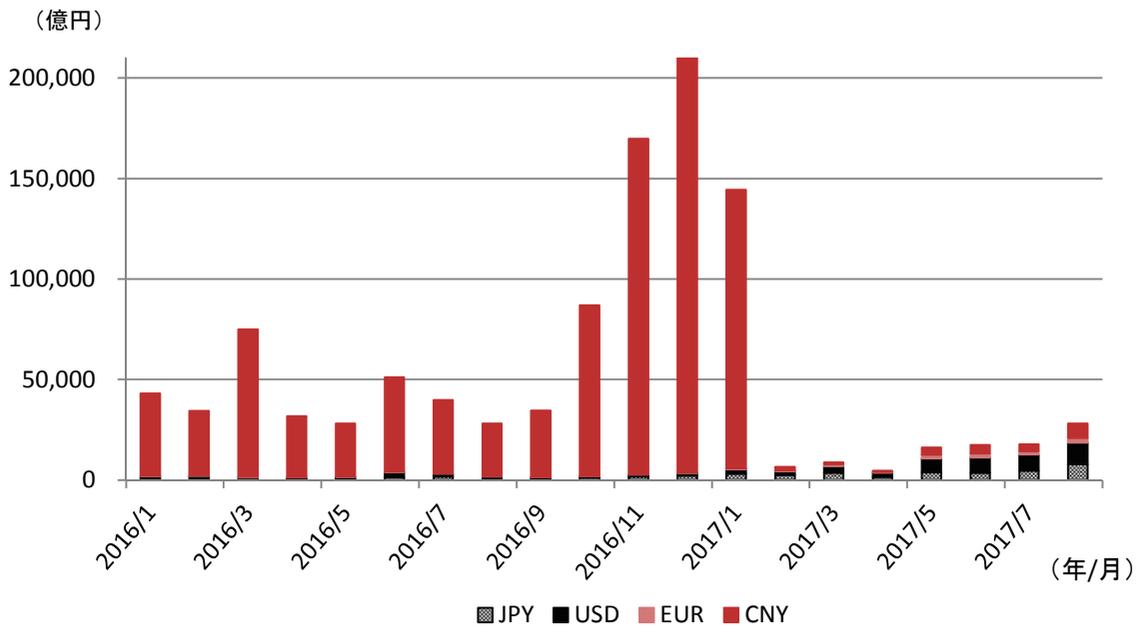
²¹ 国家互联网金融安全技术专委会「比特币交易情况监测报告」2017年3月

図表 6 日本のビットコイン月間取引高（先物取引等を除く）



（出所）JPBITCOIN.COM「国内ビットコイン市況 月次取引高」より野村資本市場研究所作成

図表 7 世界のビットコイン月間取引高（先物取引等を除く）



（出所）JPBITCOIN.COM「国内ビットコイン市況 月次取引高」より野村資本市場研究所作成

中国におけるビットコイン取引高の急減は、資本流出を抑えることを目的に、中国人民銀行の要請に応じた中国の大手ビットコイン取引所が、利用者による引き出しを停止したことによる。中国当局の動きは、為替取引に代わる国外流出手段として規制の緩いビットコインを利用する動きが進んでいたことに対応したものである。

さらに、中国人民銀行は、2017年2月8日に北京で開催した会合において、9カ所の

ビットコイン取引所に対して、外国為替管理とマネー・ローンダリング、決済に関する規定に抵触する取引所を閉鎖すると伝えた²²。その後、2017年9月4日に、中国人民銀行が仮想通貨の新規公開は違法と宣告したことを受け、ビットコインの取引価格は急落した²³。中国の第一財經が上海市の金融当局が複数の仮想通貨取引所に9月末での閉鎖を通知したと報じると、3,800ドル台で推移していたビットコインが、9月15日午前にかけて一時3,100ドル台まで下落した。他の仮想通貨であるイーサリアム（Ethereum）も2割超、ビットコインキャッシュ（Bitcoin Cash）も3割近く下げ、仮想通貨全体の時価総額は、ビットコインが最高値を付けた9月2日からの約半月で4割下落した²⁴。

今後、中国で仮想通貨の新規公開が行われた場合や実施済みの新規公開についても違法とされることから、調達資金は返金されることになる。中国の国家インターネット金融安全技術委員会によれば、これまでに65件の仮想通貨の新規公開が実施され、調達資金総額は26億元（約440億円）に上っているとしている。中国人民銀行はまた、仮想通貨の取引所が法定通貨との交換を行うことも禁止したため、仮想通貨の決済サービスを受けている店舗等で通貨として使用することもできなくなる。

3. 仮想通貨取引の変動と日本での取り組み

中国での仮想通貨に対する規制強化の動きとは対照的に、日本では、改正資金決済法の施行や仮想通貨取引所ビジネスの拡大などを背景に、ビットコイン取引は急増している。国内最大の仮想通貨・ブロックチェーン企業であるbitFlyerが、2017年2月、三井住友銀行グループ、みずほフィナンシャルグループ、第一生命保険を引受先とした第三者割当増資による資金調達を実施した²⁵。同社は、2017年を「仮想通貨元年」と位置付け、調達した資金によって財務基盤をより強化し、引受先を含む企業との業務提携などを通じて、仮想通貨及びブロックチェーン領域での取り組みを加速するとしている。

全世界のビットコイン取引高の90%以上を占めていた中国のシェアは、規制強化により急減、2017年2月12日には、日本のビットコイン取引高は、全世界のシェア48.27%を占め世界第1位となったと報じられた²⁶。またbitFlyerの取引高は、2017年2月13日、69,000BTCに達し、シンガポールのQuoineを上回りビットコインの取引所として世界第1位となった²⁷。

こうした中国におけるビットコイン取引高の変動は、ビットコインを物品購入等における代価決済に活用し始めた日本企業にとっては、見逃すことができない課題である。日本企業にとって、ビットコインによる店頭での利用を開始する目的のひとつには、ビットコ

²² Bloomberg 「中国の3ビットコイン取引所、引き出しを停止－人民銀との会合後」 2017年2月10日

²³ Bloomberg 「ビットコインが急落、中国人民銀行が仮想通貨の新規公開は違法と宣告」 2017年9月5日

²⁴ 日経新聞 「政府管理ないはずが…ビットコイン急落、中国が翻弄」 2017年9月15日

²⁵ 株式会社 bitFlyer 「三井住友銀行グループ、みずほフィナンシャルグループ、第一生命保険への第三者割当増資を実施」 2017年2月14日

²⁶ 澎湃新聞 「国内監管趨嚴，日本超越中国成比特币第一大交易市场」 2017年2月14日

²⁷ 財經新聞 「ビットコイン取引が急増、日本は中国を超えて取引高トップに」 2017年3月6日

イン取引高の多い中国からの訪日観光客の集客にあるからである。

十分な取引高がないために価格変動が大きくなってしまいう仮想通貨の問題は、時価総額でビットコインに次ぐイーサリアムの値動きからも確認できる。イーサリアムの価格は、2017年6月21日には、米国取引所で数百万ドル規模の売り注文の執行中に一瞬で317ドルから10セントに急落した。下落率は99.97%になり、取引の厚みがないために極端な値動きが発生した事例である²⁸。

このように、仮想通貨の取引高や価格の変動は、想像以上に大きい。仮想通貨の保有は、企業の財政状態と経営成績に大きな影響を与えると推測されることから、日本企業が仮想通貨を物品購入等における代価の決済手段とする場合、まずは仮想通貨の決済サービスを提供する仮想通貨交換業者との連携が必要であるといえよう。ただし、決済サービスを利用するに当たっては、仮想通貨交換業者の営業時間外での価格変動リスク、仮想通貨ネットワークによるリスク（ブロックチェーンへの取引では認証が完了するまでに一定時間保留状態が続く。場合によっては取引がキャンセルされる。）、システムリスク（システム障害によって取引に支障が生じるリスク）等への留意が必要である²⁹。

V 今後の注目点

企業会計上の仮想通貨の取扱いについては、国際的にも、国際会計基準審議会（IASB）の諮問機関である会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）において、分析が進められている³⁰。分析には、米国財務会計基準審議会（FASB）やASBJなどの主要各国の会計基準設定主体が参加している。ASAFでは、法定通貨、金融商品、棚卸資産や無形資産などと比較しながら、IFRSに照らした仮想通貨の分類について検討している模様である。ただし、仮想通貨の市場規模や適用する企業のニーズが未だ大きくないことなどから、仮想通貨に係る企業会計上の検討を進めるのは時期尚早であるという意見も提示されている。

これに対して日本では、改正資金決済法が仮想通貨交換業者へ公認会計士又は監査法人による財務諸表監査を義務付けたことにより、ASAFに先駆けて、仮想通貨に係る企業会計上の取扱いを取りまとめる必要がある。仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査に関する規定については経過措置が設けられており、改正資金決済法の施行日（2017年4月1日）の属する事業年度の翌事業年度から適用することとされている。

ASBJでは、以下の理由から、当面は必要最小限の項目について基準開発するとしている³¹。

- 現時点では、仮想通貨に関連するビジネスは初期段階にあり、今後の進展を予測することは難しいこと。

²⁸ 日経新聞「仮想通貨、相次ぐ想定外 一瞬で急落・犯罪に悪用」2017年7月13日

²⁹ bitFlyer「仮想通貨取引におけるリスク」、<https://bitflyer.jp/ja/risk>

³⁰ IFRS, “Summary note of the Accounting Standards Advisory Forum,” December 2016

³¹ ASBJ「審議事項(6)-2 仮想通貨に係る会計上の取扱い」2017年4月28日

- 現時点では、仮想通貨に関して国際的に検討が行われておらず、参照すべき会計基準がないこと。
- これまでの日本基準において、直接的に該当する会計基準がないと考えられること。
- 仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではなく、財産権に該当するか否かが明らかでないこと。
- 基準諮問会議の提言において、資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点からは、速やかに仮想通貨交換業者における会計処理を明確化するニーズが存在し、当面の取扱いとして早急な対応が要望されていること。

優先的に検討すべき必要最小限の項目としては、(1) 仮想通貨の利用者に必要とされる会計処理、(2) 仮想通貨交換業者に必要とされる会計処理（① 仮想通貨の期末評価、② 顧客からの預かり仮想通貨に関する会計処理、③ 仮想通貨交換業者の損益計算書上における表示）が検討されている。

今後の課題としては、まず仮想通貨の私法上の位置づけが明確でないこと、つまり仮想通貨を保有している顧客が、実際にはどのような法的地位を有しているのかが不明確であるということが挙げられる。また、技術的な観点から、仮想通貨を差し押さえることができないといった問題点も指摘されている。具体的に言えば、ブロックチェーンに組み込まれた仮想通貨は、秘密鍵がない限り債務者から切り離して債権者や管財人の管理下に置くことができないため、債務者が秘密鍵を秘匿し続ける場合には、仮想通貨を差し押さえることはできない³²。

仮想通貨の価格変動可能性についても、引き続き注目していく必要がある。今後は、仮想通貨自体の取引だけではなく、仮想通貨を組み込んだ投資信託や仮想通貨を原資産とするデリバティブ商品が開発されることも考えられるからである。

こうした現状を見る限り、仮想通貨の私法上の位置づけは未だ明確ではなく、活用する側にとっても一定のリスクがあると言えそうである。今後、法整備とリスク管理に関する議論が進展することに期待したい。

³² 東京弁護士会「ビットコインなどの仮想通貨に関する法改正と実務への影響」2017年4月1日